

第 2 回専門委員会における 指摘事項について

再生利用認定制度の情報公開について

再生利用の内容の基準の考え方と認定内容

プリント基板の概要

再生利用認定制度の情報公開について

1. 再生利用認定制度の認定状況

一般廃棄物、産業廃棄物の再生利用認定状況について、ホームページに掲載している。(随時更新)

表 産業廃棄物再生利用認定の認定状況

	認定番号	認定年月日	認定を受けた者	産業廃棄物の種類	再生の方法	施設所在地
1	平成14年第3号	平成14年10月3日	八戸セメント株式会社	廃ゴムタイヤ	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	青森県
2	平成14年第4号	平成14年12月18日	敦賀セメント株式会社	廃ゴムタイヤ	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	福井県
19	平成15年第18号	平成15年3月31日	新日本製鐵株式会社八幡製鐵所	廃プラスチック	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造。	福岡県
20	平成15年第19号	平成15年3月31日	新日本製鐵株式会社君津製鐵所	廃プラスチック	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造。	千葉県
23	平成15年第22号	平成15年9月8日	三洋アクアテクノ株式会社	シリコン汚泥	シリコン汚泥(半導体製造、太陽電池製造又はシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じた汚泥に限る。)を転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用する。	群馬県
24	平成15年第23号	平成15年11月5日	新日本製鐵株式会社広畑製鐵所	廃ゴムタイヤ等	廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品(ゴムと鉄を原材料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。)を鉄鋼の製造の用に供する転炉において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する。	兵庫県

2. 再生利用状況

法第9条の8(法第15条の4の2)第5項において、同条第1項の認定に係る再生利用が、内容の基準、者の基準及び施設の基準に適合しなくなった場合は認定が取り消されることとなっており、認定されるに足りる再生利用が行われていることを確実に把握するため、認定を受けた者に再生利用状況の報告義務を課している。

この報告をとりまとめ、「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況(平成15年度実績)等について」として、毎年度ホームページにおいて各再生利用の内容ごとに、当該報告の内容を下表のとおり公開している。

再生利用認定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における当該認定に係る廃棄物の再生利用に関し、当該廃棄物の種類ごとに以下の事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の12(第12条の12の7において準用する第6条の12))

<報告事項>

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

法第9条の8(法第15条の4の2)第1項の認定の年月日及び認定番号

当該認定に係る施設において再生利用を行った廃棄物の種類及び数量並びに再生により得られた再生品並びに当該再生に伴い生じた廃棄物(再生品を除く。)の種類及び数量

再生品の利用状況

再生に伴い生じた廃棄物(再生品を除く。)の処分方法ごとの処分量

表 産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成16年度実績)

再生利用の内容	再生利用量	再生品数量	再生に伴い生じた廃棄物の数量	認定業者数
シールド工法を用いた掘削工事に伴って生じた汚泥を高規格堤防(スーパー堤防)の築造材として再生利用	(963m ³) 10,880m ³	(963m ³) 3,074m ³	(0m ³) 0m ³	(2) 2
廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用	(175,337 t) 182,172 t	(31,821,988 t) 52,852,376 t	(0 t) 0 t	(20) 22
廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	(2,810 t) 3,770 t	(2,500 t) 3,275 t	(136 t) 93 t	(4) 4
廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品(ゴムと鉄を原料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。)を鉄鋼の製造の用に供する転炉において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する。	(23,660 t) 52,119 t	(3,076 t) 6,776 t	(0 t) 0 t	(1) 1
廃肉骨粉(化製場から排出されるものに限る。)に含まれるカルシウムをセメントの原料として使用する。	11384 t	11796231 t	0 t	17
シリコン汚泥(半導体製造、太陽電池製造又はシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じた汚泥に限る。)を転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用する。	3 t	0 t	0 t	1

注) 括弧は前年度実績を示す。また、小数点以下四捨五入

再生利用の内容の基準の考え方と認定内容

再生利用の内容の基準 (規則第6条の4、第12条の12の4)		内容の基準の考え方	認定内容		
			廃肉骨粉	廃ゴム製品(自動車用タイヤ)	廃ゴム製品
一号	当該申請に係る再生利用が当該再生利用に係る廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること。	認定を受けようとする対象廃棄物のうち相当量のものが再生品として利用できる見通しである等により当該廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであることを求めている。	廃肉骨粉をセメントの原料として再生利用する計画であり、廃肉骨粉の再生利用の促進に寄与する。	廃ゴムタイヤをセメントの原料として再生利用する計画であり、廃ゴムタイヤの再生利用の促進に寄与する。	廃ゴム製品(廃ゴムタイヤ及び廃ゴムクローラー)を鋼材として再生利用する計画であり、廃ゴム製品の再生利用の促進に寄与する。
二号	再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。	再生品のJIS規格が定められている等原材料や資材として利用が確実になされる条件がそろっており、再生により得た再生品の需要がなく、結果として廃棄物になってしまうものではないことを求めている。	JIS R5210 ポルトランドセメント	JIS R5210 ポルトランドセメント	JIS G3101、3106、3113、3114、3125、3128、3129、3131、3134、3135、3136、3141、3302、3303、3311、3312、3313、3315、3317、3318、3321、3322、3351、3352 一般構造用圧延鋼材ほか
三号	受け入れる廃棄物を再生品の原料として使用すること。		廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用する。	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用する。	廃ゴム製品に含まれる鉄を鋼材の原材料として使用する。
四号	受け入れる廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと。	廃棄物を原料として再生利用することに伴い、結果として行われる燃焼を除き、燃料として用いる再生利用は対象としないこととしたもの。	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用することが目的である。	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用する。	廃ゴム製品に含まれる鉄を鋼材の原材料として使用する。
五号	燃料として使用される再生品(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第1条に規定する製品であって環境大臣が定めるものを除く。)を得るためのものでないこと。	「燃料として使用される再生品」とは、ごみ固形燃料(RDF)等をいう。	セメントを得るためのものである。	セメントを得るためのものである。	鋼材を得るためのものである。
六号	通常の使用に伴って生活環境の保全上支障を生ずるおそれがない再生品を得るためのものであること。	再生品自体が腐敗等により悪臭や汚水等の発生するおそれのない生活環境保全上支障がない再生品であることを求めている。	JIS規格に適合したポルトランドセメントであり、再生品の通常の使用により、生活環境の保全上支障が生ずる恐れはない。	JIS規格に適合したポルトランドセメントであり、再生品の通常の使用により、生活環境の保全上支障が生ずる恐れはない。	JIS規格に適合した鋼材を得るためのものであり、再生品(鋼材)の通常の使用により、生活環境の保全上支障が生じることはない。
七号	受け入れる廃棄物の全部又は大部分を再生利用の用に供する施設に投入すること。		発生元で密閉容器に入れられた一般廃棄物及び産業廃棄物を密閉容器ごと、全量セメント焼成炉に投入する。	一般廃棄物及び産業廃棄物である廃ゴムタイヤ(自動車用タイヤ)全量をセメント焼成炉に投入する。	受け入れた廃ゴム製品全量を転炉に投入する。
八号	再生に伴い廃棄物をほとんど生じないものであること。		再生利用に伴う廃棄物の発生はない。	再生利用に伴う廃棄物の発生はない。	再生利用に伴う廃棄物の発生はない。
九号	当該再生に伴い排ガスを生ずる場合には、排ガス中のダイオキシン類濃度が1m3当たり0.1ナノグラム以下となるものであること。		測定結果から0.1ng/m3以下であることを確認	測定結果から0.1ng/m3以下であることを確認	測定結果から0.1ng/m3以下であることを確認

再生利用の内容の基準 (規則第6条の4、第12条の12の4)		認定内容			
		廃プラスチック	建設汚泥	シリコン含有汚泥	廃木材
一号	当該申請に係る再生利用が当該再生利用に係る廃棄物の再生利用の促進に寄与すること。	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造するものであり、廃プラスチック類の再生利用の促進に寄与すると判断できる。	再生品は高規格堤防の築造材に使用されることから、相当量の汚泥の再生利用が促進されると判断できる。	シリコン含有汚泥から製鉄用シリコン添加剤を製造するものであり、シリコン含有汚泥の再生利用の促進に寄与すると判断できる。	廃木材を鉄鋼製品の原料として再生利用する計画であり、廃木材の再生利用の促進に寄与すると判断できる。
二号	再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。	コークスは高炉で鉄鉱石の還元剤として使用され、炭化水素油は化学工業の原材料として使用される。再生品(コークス及び炭化水素油)の利用が見込まれる。	確認書により利用者側が要求する条件(再生品の数量、性状)が明確にされており、これに適合していることを示す試験結果が添付されている。 性状項目:土質分類、コーン指数、粒径、含有する有害物質、ダイオキシンの検出、浸出水のpH	製鉄用シリコン添加剤は製鉄の用に供する転炉又は電気炉から出鋼される溶鋼の脱酸素剤として使用され、再生品(製鉄用シリコン添加剤)の利用が見込まれる。 製鋼用脱酸素剤の規格 Si: 90%以上	再生品である鉄鋼製品は、日本工業規格に適合しており、性能・価格も現状の鉄鋼製品と比較して同様であり、利用(販売)は確実に見込まれる。 JIS G3131、3452、3457、3454、3444、3101、3103、3106、3136、3141、3302、3317、3461 JIS A5528、5523 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯等)
三号	受け入れる廃棄物を再生品の原料として使用すること。	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造する。	建設汚泥を脱水、解砕し、高規格堤防の築造材として使用する。	シリコン含有汚泥から製鉄用シリコン添加剤を製造する。	廃木材に含まれる炭素分を鉄鋼製品の原材料として使用する。
四号	受け入れる廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと。	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造することが目的である。(コークス20%、炭化水素油40%)	建設汚泥を脱水、解砕し、高規格堤防の築造材として使用する。	シリコン含有汚泥から製鉄用シリコン添加剤を製造することが目的である。	廃木材に含まれる炭素分が鉄鋼製品の原材料として使用することが目的である。
五号	燃料として使用される再生品(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第1条に規定する製品であって環境大臣が定めるものを除く。)を得るためのものでないこと。	コークス及び炭化水素油を得るためのものである。(コークス20%、炭化水素油40%)	高規格堤防の築造材として使用するためのものである。	製鉄用シリコン添加剤を得るためのものである。	鉄鋼製品を得るためのものである。
六号	通常の使用に伴って生活環境の保全上支障を生ずるおそれがない再生品を得るためのものであること。	炭化水素油は化成工場でプラスチック原料に、コークスは高炉の還元剤に利用されるため、生活環境の保全上支障が生ずるおそれはない。	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法における検出値以下であり、再生品の通常の使用により生活環境の保全上の支障が生じるおそれはない。	再生利用を行う産業廃棄物は無害であり、再生品の通常の使用により、生活環境の保全上支障が生ずるおそれはない。	JIS規格に適合した鉄鋼製品であり、再生品(鉄鋼製品)の通常の使用により、生活環境の保全上支障が生ずるおそれはない。
七号	受け入れる廃棄物の全部又は大部分を再生利用の用に供する施設に投入すること。	一般廃棄物及び産業廃棄物である廃プラスチック類の全量が投入される。	受け入れる建設汚泥の全量を再生利用する。	シリコン含有汚泥の全量を投入する。	受け入れる一般廃棄物の全量を再生利用の用に供する施設に投入する。
八号	再生に伴い廃棄物をほとんど生じないものであること。	事前処理(粒状化処理)過程において磁力選別物(鉄)0.5%、機械選別残渣(プラスチック、鉄以外の不燃物)6.5%が発生する。	再生利用に伴う廃棄物の発生はない。	再生利用に伴う廃棄物の発生はない。	再生利用に伴う廃棄物の発生はない。
九号	当該再生に伴い排ガスを生ずる場合には、排ガス中のダイオキシン類濃度が1m3当たり0.1ナノグラム以下となるものであること。	コークス炉から排ガスは発生しない。	排ガスは発生しない	排ガスは発生しない	転炉から排ガスは発生しない